(二)　恒久的施設を有しない外国法人が恒久的施設を有することとなった場合（その有することとなった日の属する事業年度前のいずれかの事業年度において恒久的施設を有していた場合に限る。）にはその有することとなった日に当該外国法人が設立されたものとみなして、欠損金の繰越控除制度等を適用する。（法人税法第一〇条の三関係）

(三)　みなし事業年度

恒久的施設を有しない外国法人が事業年度の途中において恒久的施設を有することとなった場合又は恒久的施設を有する外国法人が事業年度の途中において恒久的施設を有しないこととなった場合について、その該当することとなった日等の前後でみなし事業年度を設ける。（法人税法第一四条関係）

(四)　国内源泉所得

改正前の国内において行う事業から生ずる所得に代えて恒久的施設帰属所得を国内源泉所得の一つとする。（法人税法第一三八条関係）

恒久的施設帰属所得は、恒久的施設が外国法人から独立して事業を行う事業者であるとしたならば、当該恒久的施設が果たす機能、当該恒久的施設と当該外国法人の本店等との間の内部取引その他の状況を勘案して、当該恒久的施設に帰せられるべき所得とする。

(五)　課税標準

外国法人に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の課税標準は、次に掲げる外国法人の区分に応じ、それぞれ次に定める国内源泉所得に係る所得の金額とする。（法人税法第一四一条関係）

(1)　恒久的施設を有する外国法人　各事業年度の次に掲げる国内源泉所得

イ　恒久的施設帰属所得

ロ　恒久的施設非帰属国内源泉所得

(2)　恒久的施設を有しない外国法人　各事業年度の恒久的施設非帰属国内源泉所得

(六)　恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算

(1)　恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上益金の額又は損金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、外国法人の恒久的施設を通じて行う事業につき、内国法人の各事業年度の所得の金額の計算に関する規定に準じて計算した場合に益金の額となる金額又は損金の額となる金額とする。（法人税法第一四二条関係）

(2)　保険会社の投資資産及び投資収益

外国保険会社の恒久的施設に係る投資資産の額が、恒久的施設に帰せられるべき投資資産の額に満たない場合には、その満たない部分に相当する金額に対応する収益の額は、恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上、益金の額に算入する。（法人税法第一四二条の三関係）

(3)　恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入

外国法人の恒久的施設に係る資本の額が、恒久的施設に帰せられるべき資本の額に満たない場合には、恒久的施設を通じて行う事業に係る負債の利子のうち、その満たない金額に対応する部分の金額は、恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。（法人税法第一四二条の四関係）

(4)　外国銀行等の資本に係る負債の利子の損金算入

外国銀行又は第一種金融商品取引業を行う外国法人が、その有する資本に相当するものに係る負債につき支払う負債の利子のうち恒久的施設に帰せられるべき資本の額に対応する金額は、恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上、損金の額に算入する。（法人税法第一四二条の五関係）

(5)　本店配賦経費に関する書類の保存がない場合における本店配賦経費の損金不算入

外国法人の本店配賦経費につき、その配分の基礎となる書類の保存がない場合には、その書類の保存がなかった本店配賦経費については、恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。（法人税法第一四二条の七関係）

(6)　恒久的施設の閉鎖に伴う資産の時価評価損益

恒久的施設を有する外国法人が恒久的施設を有しないこととなる場合には、その有しないこととなる日の属する事業年度終了の時に恒久的施設に帰せられる資産の評価益又は評価損は、恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。（法人税法第一四二条の八関係）

(七)　恒久的施設非帰属国内源泉所得に係る所得の金額の計算

外国法人の各事業年度の恒久的施設非帰属所得に係る所得の金額は、恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算（右記(六)(1)に関する規定等に準じて計算した金額とする。（法人税法第一四二条の九関係）

(八)　税額の計算

外国法人に対して課する法人税の額は、恒久的施設帰属所得又は恒久的施設非帰属国内源泉所得の区分ごとに、これらの国内源泉所得に係る所得の金額に二五・五パーセント（資本金の額等が一億円以下である外国法人については、当該区分ごとに、年八〇〇万円以下の金額に対して一九パーセント）の税率を乗じて計算した金額とする。（法人税法第一四三条関係）

(九)　外国法人に係る外国税額の控除

恒久的施設を有する外国法人が納付する控除対象外国法人税の額について、控除限度額の範囲内で恒久的施設帰属所得に係る所得に対する法人税の額から控除する。（法人税法第一四四条の二関係）

(一〇)　申告、納付及び還付等

恒久的施設を有する外国法人の確定申告書の記載事項について、恒久的施設帰属所得又は恒久的施設非帰属国内源泉所得のそれぞれに係る所得の金額及び法人税の額とする等、外国法人の申告、納付及び還付等に関する規定について整備を行う。（法人税法第一四四条の三～第一四五条及び附則第三一条～第三三条関係）

(二)　恒久的施設に係る取引に係る文書化

恒久的施設帰属所得を有する外国法人は、当該外国法人が他の者との間で行った取引で当該取引から生ずる所得が当該外国法人の恒久的施設に帰せられるものに係る明細を記載した書類及び外国法人の本店等と恒久的施設との間の内部取引に係る明細を記載した書類を作成しなければならない。（法人税法第一四六条の二関係）

(三)　租税回避の防止

外国法人の行為又は計算で、これを容認した場合には法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、その行為又は計算にかかわらず、税務署長の認めるところにより、恒久的施設帰属所得に係る所得に対する法人税の課税標準、税額等を計算することができる。（法人税法第一四七条の二関係）

内国法人の外国税額控除について、次のとおり整備を行うこととした。（法人税法第六九条及び第八一条の一五関係）

(一)　国外源泉所得

内国法人の外国税額控除の基礎となる各種の国外源泉所得の一つである国外事業所得の範囲を国外事業所等帰属所得とする。

国外事業所等帰属所得は、国外事業所等が当該内国法人から独立して事業を行う事業者であるとしたならば、当該国外事業所等が果たす機能、当該国外事業所等と当該内国法人の本店等との間の内部取引その他の状況を勘案して、当該国外事業所等に帰せられるべき所得とする。